

平成23年8月19日
日本年金機構

被災地の事業主、船舶所有者、被保険者の皆さまへ

東日本大震災の発生に伴う社会保険料の納期限の延長に係る一部の地域における納期限の指定について

東日本大震災により被災されたみなさまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興と皆様のご健勝をお祈りいたします。

1. 東日本大震災により多大な被害を受けた青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県に所在地のある事業主の方々の社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び船員保険の保険料並びに子ども手当に係る拠出金）については、社会保険料の納期限が延長されています。
2. このうち、青森県及び茨城県に所在地を有する事業所等については、6月10日に発出された告示により、延長されていた社会保険料の納期限は平成23年7月29日に定められました。

3. 今般、岩手県、宮城県及び福島県の一部の地域に所在地を有する事業所等については、延長されている社会保険料の納期限が、9月30日（金）に定められました。

延長されていた保険料の納付につきましては、延長後の納期限までに計画的に納付いただきますようお願いいたします。また、納付につきましては、既に送付してあります「納入告知書」（3枚綴り）を添えて金融機関でお願いいたします。

- (1) 延長後の納期限が定められた地域
岩手県、宮城県及び福島県の一部の地域（別紙の1）
- (2) 対象となる社会保険料
平成23年2月分～平成23年7月分（納入告知書発送済）
- (3) 延長後の納期限
平成23年9月30日（金）

※岩手県、宮城県及び福島県のうち今回延長後の納期限が定められなかった地域（別紙の2）に所在地のある事業主の方々の社会保険料については、引き続き納期限が延長されています。

- (4) 納付方法
納入告知書による金融機関での納付

4. 平成23年8月分以降の社会保険料より口座振替を再開
(1) 納期限

平成23年8月分以降の社会保険料は、従来どおり翌月末日が納期限となります。

(2) 納付方法

延長後の納期限が定められた岩手県、宮城県及び福島県の一部の地域(別紙の1)に所在地を有する事業所等については、延長期間中は一律に社会保険料の口座振替を停止しておりましたが、平成23年8月分保険料(平成23年9月30日(金)納期限)より口座振替を再開いたします。

なお、震災の影響等により、口座振替を実施することが厳しい事業所等におかれましては、お手数をおかけいたしますが、管轄の年金事務所に、保険料口座振替辞退届を提出していただきますようお願いいたします。

(3) 平成23年8月分保険料の注意事項

平成23年8月分保険料の納期限(平成23年9月30日(金))は、上記3のとおり納付が延長されていた保険料(平成23年2月分～7月分)の納期限と同日となりますので、納付計画及び預金残高にご注意願います。

なお、納付が延長されていた保険料は、口座振替になりません。

5. 保険料の納付が困難な場合

災害等により財産に相当な損失を受けたことにより、保険料の納付が困難な場合は、保険料の免除や納付の猶予の制度を受けることができる場合があります。

納期限までに保険料が納付されない場合、延滞金が発生する場合がありますので、お早めにお近くの年金事務所でご相談ください。

(注) 納付の猶予を受けるためには、担保が必要となる場合があります。

6. 東日本大震災に対処するための特例措置

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」が、平成23年5月2日(月)に公布・施行され、厚生年金保険等の標準報酬月額の見直し等について、以下の措置が講じられています。

(1) 標準報酬月額の見直しの特例

被災地域における事業所の被保険者に係る健康保険、船員保険及び厚生年金保険の標準報酬月額について、賃金に著しい変動が生じた月から改定ができることとされました。

(2) 保険料の免除の特例

被災地域における事業所において、当該事業所の被保険者に対する賃金の支払いに著しい支障が生じている場合、健康保険、船員保険及び厚生年金保険の保険料の免除ができることとされました。

(3) 厚生年金基金の標準給与の月額及び掛金等の免除の特例

上記(1)の厚生年金保険の標準報酬月額を見直された被保険者が厚生年金基金の加入員である場合には、標準報酬月額を見直された月に係る加入員の標準給与の月額も厚生年金基金に届け出るにより同様に改定することができることとされました。

また、上記（２）の特例により厚生年金保険料を免除された事業所について、厚生年金基金に申し出ることによってその掛金または徴収金のうち、免除保険料額の免除ができることとされました。

（４）子ども手当（児童手当）の拠出金の免除の特例

災害地域における事業所において、上記（２）の特例により厚生年金保険料を免除された事業所は、子ども手当法により適用される場合の子ども手当の事業主拠出金を免除することができることとされました。

※住所を変更されている場合は、年金事務所に住所変更届を提出していただきますようお願いいたします。また、住所はそのまま一時的に避難所等にいらっしゃる場合は、郵便局に避難先届を提出していただくなど、転送の手続きをしていただきますようお願いいたします。

1. 延長後の納期限が定められた地域

| 都道府県名 | 地 域 |
|-------|---|
| 岩 手 県 | 盛岡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、岩手郡葛巻町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、東磐井郡藤沢町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町、九戸郡野田村、九戸郡九戸村、九戸郡洋野町、二戸郡一戸町 |
| 宮 城 県 | 仙台市、塩釜市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、刈田郡蔵王町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡大河原町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町、柴田郡川崎町、伊具郡丸森町、亘理郡亘理町、亘理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡大郷町、黒川郡富谷町、黒川郡大衡村、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町、遠田郡美里町 |
| 福 島 県 | 福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町、南会津郡桧枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、相馬郡新地町 |

2. 引き続き納期限が延長される地域

| 都道府県名 | 地 域 |
|-------|--|
| 岩 手 県 | 宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、下閉伊郡山田町、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町 |
| 宮 城 県 | 石巻市、東松島市、多賀城市、気仙沼市、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町 |
| 福 島 県 | 田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、相馬郡飯舘村、双葉郡浪江町、双葉郡双葉町、双葉郡大熊町、双葉郡富岡町、双葉郡楢葉町、双葉郡広野町、双葉郡葛尾村、双葉郡川内村 |

※引き続き納期限が延長される地域については、これまでどおり、口座振替を一律停止しております。

送付している納入告知書により、計画的に納付いただきますようお願いいたします。